

中小企業者の水道光熱費・ 燃料費を補助します



江東区エネルギー価格高騰対策補助金【申請要項】

対象者

区内に本店（個人にあっては主たる事業所）が所在する※中小企業者
（申請要件を満たす必要があります）

※ 中小企業基本法上の中小企業者を指し、NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人等を含みません。
令和6年度のエネルギー価格高騰対策補助金を受けた中小企業者も申請可能



受付期間

※郵送は必着／インターネット申請は最終日23時まで入力可能

受付
期間

令和7年
6月2日
(月曜日)



令和7年
10月31日
(金曜日)

郵送
または
インターネット

補助金額

※事業所の数によらず1事業者当たり1回のみ申請可能

エネルギー関連費（水道光熱費、燃料費）の合計額が30万円以上	15万円
エネルギー関連費（水道光熱費、燃料費）の合計額が20万円以上30万円未満	10万円
エネルギー関連費（水道光熱費、燃料費）の合計額が10万円以上20万円未満	5万円
エネルギー関連費（水道光熱費、燃料費）の合計額が5万円以上10万円未満	2万5千円

申請要件について

以下の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 法人にあっては本店、個人にあっては主たる事業所を区内に有する中小企業者であること。
- (2) 直近の事業年度について、確定申告が行われていること。
- (3) 直近の確定申告において、事業収入が300万円以上であること。
- (4) 直近の確定申告において、エネルギー関連費（水道光熱費、燃料費）が5万円以上であること。
- (5) 直近の法人住民税（個人にあっては住民税）を滞納していないこと。
- (6) 江東区中小企業融資の借入れなどにより、信用保証料・利子・その他補助金の返還金が生じた場合、区に返還済みであること。

※暴力団関係、風営法第2条第5項「性風俗関連特殊営業」を営む事業者は除外。

注意事項について

- (1) 申請書の記入漏れや書類の添付漏れがないように、確認してからお送りください。書類に不備があった場合、支給できないことがあります。
- (2) 虚偽の記載などの不正な方法により給付を受けた場合、支給された補助金の全額返還に加え、追加の違約金をお支払いいただきます。
- (3) **郵送またはインターネットのみの受付**（江東区役所の窓口での申請は受け付けていません）

※郵送の場合、裏面に差出人の住所・氏名を必ずご記載ください。※追跡可能なレターパック等を推奨

エネルギー関連費について

直近の確定申告における水道光熱費、燃料費の合計額がエネルギー関連費になります。

※水道光熱費、燃料費を対象とした他の補助金を受給している場合は補助対象となった項目の経費を除く。

【エネルギー関連費の記載箇所】

☆個人事業主の場合

- ・青色申告の場合：令和6年分所得税青色申告決算書の1ページ目（損益計算書）の水道光熱費、燃料費
- ・白色申告の場合：令和6年分収支内訳書の1ページ目の水道光熱費・燃料費

☆法人の場合

- ・直近の事業年度の損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書等の水道光熱費、燃料費

※水道光熱費、燃料費を車両費などほかの科目に計上している場合は、内訳が分かる書類（勘定科目元帳の該当ページ等）もご提出ください。

提出書類（個人）について

申請様式及び本要項は、区ホームページからもダウンロードできます。

【個人・法人】共通

- ☐ (1) 江東区エネルギー価格高騰対策補助金交付申請書兼請求書
- ☐ (2) 振込先口座の通帳等の写し

※ 口座名義のカナ表記を記載した通帳の見開き
1ページ目及び2ページ目を添付してください。

(参考) (2) 通帳等の写し



【個人】のみ

- ☐ (3) 発効後3か月以内の住民票の写し（区役所・出張所等で発行）
- ☐ (4) 令和7年度（令和6年分）の住民税の納税証明書（区役所・出張所で発行）
 - ※ 滞納がないことの確認のため、領収書ではなく納税証明書を提出してください。
 - ※ 6月中に申請する場合は令和6年度（令和5年分）の納税証明書を提出してください。
- ☐ (5) 令和6年分の事業年度の青色申告決算書
 - ※ e-taxで申告した場合は、「受信通知」を添付してください。
 - ※ 白色申告の場合は、令和6年分の事業年度の収支内訳書と税務署に提出した開業届出書の控えを提出してください。

(参考) (5) 青色申告決算書の確認箇所

A diagram showing the 'Form 343001' (令和6年分所得税青色申告決算書(一般用)). Red boxes and arrows highlight specific areas for confirmation. On the left, a box labeled '事業収入が300万円以上か確認' points to the '売上(収入)金額 (雑収入を含む)' field in the '損益計算書' section. On the right, two boxes highlight the '費用' (Expenses) section. The top box highlights '荷造運賃' (⑨), '水道光熱費' (⑩), '旅費交通費' (⑪), and '通信費' (⑫). The bottom box highlights '地代家賃' (⑬), '貸倒金' (⑭), '燃料費' (⑮), and '車両費' (⑯). The '燃料費' and '車両費' are highlighted with a dashed red box.

※ 車両費など「燃料費」以外の科目に燃料費を計上している場合は勘定科目元帳の該当ページが別途必要です。ただし水道光熱費だけで補助金額の区分に変更がなければ添付不要です。

※ 原価計算を行っている場合は「製造原価の計算」の電力費、水道光熱費の金額が分かるよう、該当ページも提出してください。

提出書類（法人）について

【個人・法人】共通

- （１）江東区エネルギー価格高騰対策補助金交付申請書兼請求書
- （２）振込先口座の通帳等の写し

※ 口座名義のカナ表記を記載した通帳の見開き１ページ目及び２ページ目を添付してください。

【法人】のみ

- （６）発行後３か月以内の履歴事項全部証明書（法務局で発行）
- （７）直近の法人住民税の納税証明書（都税事務所で発行）

※ 滞納がないことの証明の為、領収書ではなく納税証明書を提出ください。

- （８）確定申告書別表１

※ e-taxで申告した場合は、
「受信通知」も添付してください。

- （９）直近の事業年度の所得に係る確定申告における事業収入の額を証する書類

※ 直近の決算書類の損益計算書で売上高が記載されているページ

損益計算書
(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

(単位:円)

科目	金額
【売上高】	
〇〇売上高	
□□売上高	
【売上原価】	
当期製品製造原価	
...	
...	
...	

事業収入が300万円以上か確認

- （１０）直近の事業年度の所得に係る確定申告におけるエネルギー関連費の額を証する書類

※ 損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書等で水道光熱費、燃料費の内訳が記載されているページ

損益計算書
(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

(単位:円)

科目	金額
【売上高】	
〇〇売上高	4,000,000
□□売上高	2,000,000
【売上原価】	
当期製品製造原価	4,500,000
...	
...	
...	
売上総利益	1,500,000
【販売費及び一般管理費】	
...	
水道光熱費	200,000
燃料費	200,000
...	
営業利益	1,200,000
...	300,000
【営業外収益】	
受取利息	5,000
受取配当金	10,000
雑収入	1,000,000
(うち補助金)	500,000

製造原価報告書
(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

(単位:円)

科目	金額
【材料費】	
期首材料棚卸高	
材料仕入れ	2,000,000
期末材料棚卸高	300,000
【労務費】	
賃金	2,000,000
法定福利費	100,000
福利厚生費	50,000
水道光熱費	1,000,000
...	
【経費】	
...	
当期製品製造原価 合計	4,500,000

① + ② + ③の合計額がエネルギー関連費となります。

※ 車両費など『燃料費』以外の科目に燃料費を計上している場合は勘定科目元帳の該当ページ等が必要です。
ただし、水道光熱費だけで補助金額の区分に変更がなければ添付不要です。

よくある質問 (FAQ)

質問	回答
申請から支給までどのくらいかかりますか？	申請から振込まで、約2か月程度かかる予定です。ただし申請状況により前後する可能性があります。
本店（住所）と事業所のどちらかが区外の場合、対象になりますか？	法人の場合は本店が区内であれば事業所が区外であっても対象となります。個人の場合は主たる事業所が区内であれば住所が区外であっても対象となります。
江東区内に複数の事業所がある場合、各々の事業所で申請できますか？	事業所の数によらず、1事業者当たり1回のみの申請となります。
NPO法人や社会福祉法人は対象となりますか？	中小企業基本法上の中小企業者を対象としているため、NPO法人、医療法人、社会福祉法人、一般社団法人等は対象となりません。
創業して1年未満ですが、確定申告を行いました。補助金は申請できますか？	創業して1年未満であっても確定申告を行っていて事業収入が300万円以上であれば対象となります。
申請は、営業所長でもできますか？（法人）	申請できるのは、法人の代表者に限ります。
国や都の実施する、他の補助金を受けていても申請できますか？	国や都のエネルギー関連の補助金を受給した場合は、補助対象となった項目の経費を除いて申請してください。
令和6年度に江東区エネルギー価格高騰対策補助金の交付を受けたが、令和7年度も再度申請可能ですか？	令和7年度も改めてご申請頂けます。
自宅を主たる事業所にしているのですが、水道光熱費、燃料費はどのように計算しますか？	確定申告における水道光熱費、燃料費は家事按分をした経費ですので、決算書の数字をそのまま合計してください。 （合計額が5万円未満の場合は申請できません）
e-taxで確定申告した場合の受信通知はどのように取得できますか？	e-tax上のメッセージボックスにて確認することが出来ます。
住民税が非課税の場合はどうすれば良いですか？ （個人）	非課税の場合は非課税証明書を区役所・出張所で発行し提出してください。
代表者の個人口座も振込することは可能ですか？ （法人）	振込先口座は、法人名義の代表口座に限ります。

個人の場合は（１）～（５）の書類、法人の場合は（１）（２）及び（６）～（１０）の書類を揃えて、下記まで、郵送またはインターネットで申請ください。

【郵送申請】令和7年 10月31日 必着

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-33-8 NBF池袋タワー 5F
株式会社セゾンパーソナルプラス内（江東区受託事業者）
江東区エネルギー価格高騰対策補助金 事務局 宛

区ホームページQRコード▼



【インターネット申請】令和7年 10月31日 23時まで

<https://www.city.koto.lg.jp/102020/sangyoshigoto/chusho/hojokin/energy.html>

お問い合わせ先：江東区エネルギー価格高騰対策補助金コールセンター
☎ 050-3816-2727（9：00～17：00）※土日祝日を除く